

議案第46号

墨田区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成28年6月13日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例
墨田区の一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成17年墨田区条例第8号）
の一部を次のように改正する。

第1条中「平成14年法律第48号）」を「平成14年法律第48号。以下「法」という。）」に、「及び第7条第1項」を「、第4条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項」に、「専門的な知識経験を有する者」を「職員」に改める。

第2条の次に次の2条を加える。

第2条の2 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

（任期の特例）

第2条の3 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 前条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条の規定により任期を定めて採用された職員の任期を延長することが必要な場合であって、同条の規定に

より任期を定めて採用した趣旨に反しないとき。

(2) あらかじめ3年を超える任期を定めて従事させる必要がある業務に従事させる
場合

第3条中「前条」を「第2条又は第2条の2」に、「当該職員」を「当該任期付職員」に改める。

第4条の見出し中「特別区人事委員会規則」を「人事委員会規則」に改め、同条中「第2条」の次に「及び第2条の2」を加え、「特別区人事委員会規則」を「人事委員会規則」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(職員の給与に関する条例の適用除外)

第4条 職員の給与に関する条例(昭和33年墨田区条例第19号)第6条第2項から第7項までの規定は、第2条の2の規定により任期を定めて採用された職員(特別区人事委員会規則(以下「人事委員会規則」という。)で定める職員を除く。)には適用しない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

公務の能率的運営を確保するために、一定の期間内に終了することが見込まれる業務等に従事する任期付職員の採用制度を導入することに伴い、採用することができる場合の要件等について定める必要がある。